

# ゼーフア・ニュース

〒104-0033 東京都中央区新川 1-16-7-204  
TEL : 03(5566)0821 FAX : 03(5566)0823  
URL : <http://www.zefa.or.jp>

## I. 新年のご挨拶

令和3年の新年を迎え、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年は総務省消防庁をはじめ、全国の消防関係団体の皆様には日頃より当協会及び協会会員に対しましてご指導ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。また、会員の皆様には協会運営にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去年は2月に横浜港に豪華クルーズ船が寄港してから国内外が新型コロナウイルス感染症関連のニュースで明け暮れた1年でした。まだまだ先は見えませんが、一日も早い収束を祈るばかりです。

7月には九州を中心に豪雨で氾濫した主要河川が200を超え、住宅被害は1万7千棟余りになりました。また、梅雨前線が異例の長期間にわたり停滞し中四国や中部などでも記録的大雨をもたらしました。この数年に繰り返される豪雨災害は、またもや地域の風水害対策に対して大きな警鐘を発信した一年になってしまいました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

特別措置法における緊急事態宣言下では、先ず定時総会が書面開催となり、委員会等も見送らざるを得なくなりました。10月に仙台市にて予定していた「全消販合同会議」も延期し、本年仙台市にて実施することにしました。

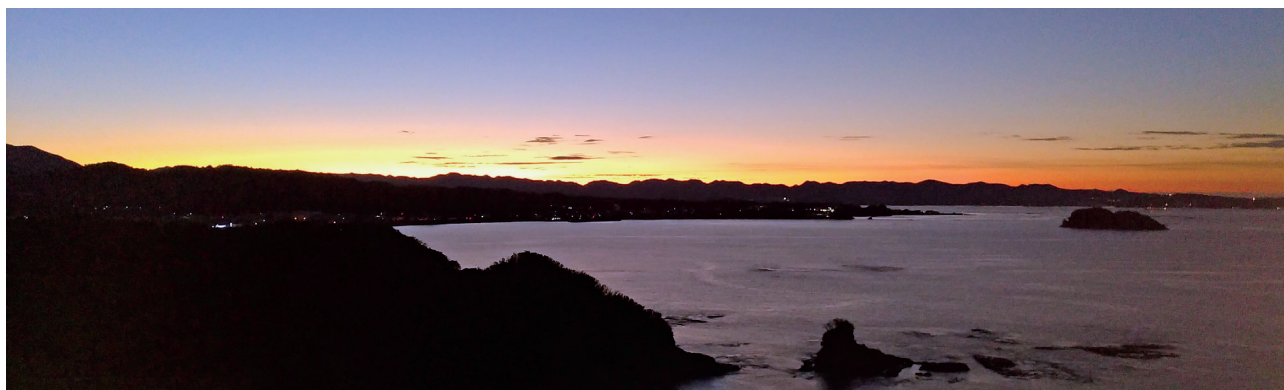
点検業務を行う事業所が主体となっている全国で唯一の団体である全消販は、平成6年にいち早く協会内に優良な点検業務実施者の発掘と資質の向上を図るため「優良事業所認定」を行い、会員の適正な点検業務を通じて消防用設備等の維持管理の確保に励んでまいりました。しかし、コロナ下における消防設備等の点検業務においては、報告・届出、地域事情に応じた安全対策措置対応等で大変な経験をしました。

全消販は、消費者に最も近い立場から、多様化する社会環境において消防機器の設置、設備点検等の重要性の啓発活動を展開すると共に、「身近な生活における安心・安全の確保」について協会会員が一致協力して地域の発展に積極的に対応する所存です。

本年も、総務省消防庁をはじめ消防行政関係並びに消防防災関係団体各位の力強いご支援を心よりお願いする次第です。年頭にあたり関係各位及び会員の皆様のご健勝とご発展をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



理事長  
白井 潔



和歌山県みなべ町から見た朝焼け

## Ⅱ. 令和2年（2020年）秋の表彰関係

### 1. 秋の褒章

令和2年秋の褒章受章者が、11月2日に発表されました。

黄綬褒章受章者として、全消販上申では会員の堀川氏が受章されました。また、会員の藤岡氏、賛助会員の山形氏、堀氏が受章されました。誠にありがとうございます。

伝達式及び天皇陛下拝謁についてはコロナ禍であり見送られましたが、全国消防機器協会では11月10日（ヤクルト本社ビル）に橋爪会長、金森副会長、遠山副会長ご臨席のもと伝達式を開催しました。

|         |            |         |       |
|---------|------------|---------|-------|
| 堀川 正弘 氏 | 前出工機株式会社   | 代表取締役社長 | (東京都) |
| 藤岡 久 氏  | 藤岡防災設備株式会社 | 会 長     | (埼玉県) |
| 山形 明夫 氏 | ホーチキ株式会社   | 代表取締役社長 | (東京都) |
| 堀 國治 氏  | 株式会社初田製作所  | 専務取締役   | (東京都) |



堀川 氏



藤岡 氏



山形 氏



堀 氏

### 2. 消防設備関係功労者等表彰式

11月6日（金）午後2時より、明治記念館（東京都港区）にて、宮路拓馬総務大臣政務官、横田真二消防庁長官・門山泰明（一財）日本消防設備安全センター理事長、高橋淳消防検定協会理事長、橋爪毅（一社）全国消防機器協会会長、その他多くのご来賓臨席のもと消防設備関係功労者表彰式が執り行われました。

各受賞者は次ページの方々です。誠にありがとうございます。



感染症対策をした表彰式会場と横田消防庁長官

## 2. 消防設備関係功労者等表彰式

### (1) 消防庁長官表彰

#### ① 消防機器開発普及功労者表彰

・全消販上申会員より、道畑氏、鈴木氏が受賞されました。誠におめでとうございます。

|           |           |         |       |
|-----------|-----------|---------|-------|
| 道 畑 仁 志 氏 | 株式会社スエヒロ  | 代表取締役社長 | (東京都) |
| 鈴 木 明 彦 氏 | 株式会社ベルテック | 代表取締役   | (愛知県) |



道畑 仁志 氏



鈴木 明彦 氏

#### ② 消防設備保守関係功労者表彰

・全消販会員より以下の方が受賞されました。誠におめでとうございます。

|           |             |           |       |
|-----------|-------------|-----------|-------|
| 黒 田 公 夫 氏 | 新日本消防設備株式会社 | 防災システム事業部 | (大分県) |
|-----------|-------------|-----------|-------|

### (2) 一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

・全消販会員より以下の方々が受賞されました。誠におめでとうございます。

#### ① 消防設備保守関係者表彰

|           |            |          |        |
|-----------|------------|----------|--------|
| 岡 田 均 氏   | 株式会社清水商会   | 防災設備部係長  | (千葉県)  |
| 土 谷 淳 一 氏 | 株式会社カナメ商事  | 代表取締役    | (東京都)  |
| 篠 原 公 則 氏 | シノハラ防災株式会社 | 代表取締役社長  | (東京都)  |
| 野 村 明 弘 氏 | 株式会社渡辺武商店  | 湘南支店長    | (神奈川県) |
| 森 繁 氏     | 株式会社ウスイ消防  | 営業部長     | (岐阜県)  |
| 尾 山 英 男 氏 | 大東防災電設株式会社 | 代表取締役社長  | (大阪府)  |
| 山 田 真 治 氏 | 株式会社城田製作所  | グループリーダー | (広島県)  |
| 米 原 富士夫 氏 | 徳島防災株式会社   | 設備部部长    | (徳島県)  |

#### ② 消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰

|               |         |           |       |
|---------------|---------|-----------|-------|
| 株式会社トーア設備防災   | 代表取締役   | 上 田 博 氏   | (北海道) |
| 高坂防災株式会社鹿島営業所 | 所 長     | 加 瀬 靖 宏 氏 | (茨城県) |
| 旭防災設備株式会社     | 代表取締役   | 小 池 一 男 氏 | (東京都) |
| 株式会社新和防災      | 代表取締役社長 | 木 下 隆 史 氏 | (東京都) |
| 日本防火産業株式会社    | 代表取締役社長 | 船 岡 伸 季 氏 | (京都府) |

#### ③ 防災安全関係者表彰(個人の部)

|           |         |       |       |
|-----------|---------|-------|-------|
| 柳 澤 由 藏 氏 | 株式会社アサヒ | 代表取締役 | (北海道) |
|-----------|---------|-------|-------|



### Ⅲ. 消防防災研究助成交付事業による研究開発報告

2019年度の「消防防災研究助成交付事業」で取組み開発しました、「移動式化学消火ユニット」のカタログができましたので、ご紹介します。お問合せは、以下の連絡先をお願いします。

**研究開発テーマ**：「屋外消火栓用移動式化学消火ユニット」の研究開発

**開発の目的と概要**：

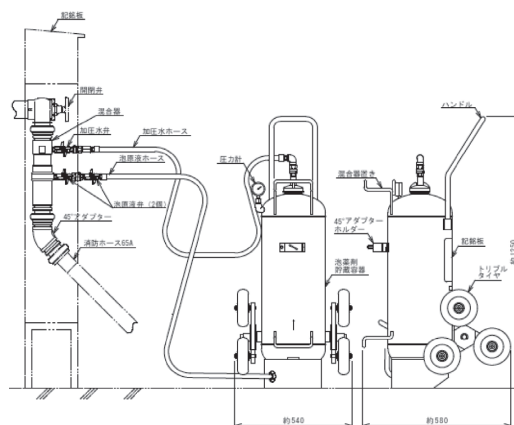
頻発する工場・倉庫等の難消火性物質による大規模火災のリスク低減を図ることを目的とし、新型の消火能力向上装置の開発を行う。

開発の概要は、火災時に移動させて取り付けることにより化学消火力を付加し、既存の屋外消火栓の消火力を飛躍的に向上させる化学消火ユニットを開発する。

**頻発する工場・倉庫などの  
難消火性物質による  
大規模火災のリスク低減に  
威力を発揮！**



**屋外消火栓用移動式化学消火ユニット  
(ハイドランジャー)**



連絡先

【全消販の委託先会員】

(株) 東晃防災 代表：小倉 龍彦氏

神奈川県横浜市旭区今宿西町 285-10

TEL：045-952-4543 FAX：045-952-4643

**難燃性物質やオイル火災は水だけでは消火困難**

|                       |                     |               |
|-----------------------|---------------------|---------------|
| プラスチック火災<br>発泡スチロール火災 | ダンボール火災<br>発泡ウレタン火災 | 溶剤火災<br>オイル火災 |
|-----------------------|---------------------|---------------|

水

はじく

水

はじく

水

オイル

水が燃焼物の表面ではじかれ濡れにくい、あるいは浸透しにくい

水だけではオイル火災は消火できない

既設屋外消火栓に化学消火ユニットを接続するだけ

**水に消火薬剤を混合し化学消火を付加**

水 + 薬剤

水 + 薬剤

水 + 薬剤

濡れ続ける

深部まで浸透する

泡

水成膜

オイル

消火薬剤の化学作用により燃焼物をしっかりと濡らし、また、深部まで浸透するように変化し水本来の冷却効果を最大限発揮する

化学消火薬剤がオイルや溶剤火災を泡や消火薬剤で確実に覆い窒息・冷却効果を最大限発揮する

|                                                                                                                          |                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>切替弁</b></p> <p>ボールバルブの開閉で消火薬剤混合放水と水放水の切替え可能</p>                                                                    | <p><b>混合器</b></p> <p>混合器の両端に差込式接続金具を設け、工事や改造及び工具を必要としない構造</p>                                  |
| <p>使用後、薬剤の充填が容易に可能<br/>※屋外消火栓の機能を損ねることなく使用できます</p>                                                                       |                                                                                                |
|                                                                                                                          |                                                                                                |
| <p><b>消火薬剤貯蔵容器</b></p> <p>消火薬剤貯蔵容器の容量は40Lで屋外消火栓基準放水圧力において約13分間放水可能です。</p> <p>貯蔵する消火薬剤は消火対象物によって「環境対応型」「危険物対応型」の選択が可能</p> | <p><b>トリプル車輪</b></p> <p>3連車輪の採用により多少の段差（最大約12cm）があってもひとりで容易に乗り越えられ、火災現場周辺の消火栓まで人力で素早く移動が可能</p> |

## Ⅳ. 消防トピックス

### 1. 「消防法施行規則の一部を改正する省令」等について

令和2年10月16日付で以下の意見公募（パブリック・コメントが発出され（期限：令和2年11月17日）、令和2年12月25日に公布され同日施行されています。（消防予第388号消防庁次長通知）

#### (1) 消防法令に定める様式の押印削除に関する事項

| 概 要                                              | 背 景                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 省令及び告示に規定する各様式における届出者等の押印を不要とし、各様式中の@マークを削除するもの。 | 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定では、新型コロナウイルス感染症防止等の観点から、「押印を求める行政手続等について押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。」とされている。<br>これを受け、消防法令において押印を求めている様式について、その押印の必要性を検討し、届出者等の押印を全て廃止することとした。 |

#### (2) 消防法令に定める各種点検の期間の延長に関する事項

| 概 要                                                                                                                                                                                          | 背 景                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防法令に期間の定めのある以下の点検及び報告について、新型インフルエンザ等その他の事由の影響により、当該期間ごとに点検等を行うことが困難であるときにおける期間の延長に係る規定を定めるため、消防法施行規則を改正し、あわせて所要の規定の整備を行うもの。<br>・防火対象物の点検及び報告<br>・防災管理対象物の点検及び報告<br>・消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告 | 今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、人との接触機会の低減が求められる中で、消防法令に期間の定めのある点検等について、当該期間内に点検を行い、又はその結果を報告することが困難である場合が想定されたことから、今後同様の事案が発生した場合に対応するため、今般改正を行うこととした。 |

#### (3) 特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項（抜粋）

| 概 要                                                    | 背 景                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防法第8条の2の2第1項の規定による防火対象物点検について、特定共同住宅等に係る点検基準を合理化するもの。 | 近年、小規模福祉施設や民泊施設が増加しているところ、これらの用途がごく一部でも存する特定共同住宅等については、収容人員が300人以上である場合等に、建物全体に防火対象物の点検報告の義務が生じることとなっている。<br>この点、当該点検報告は、防火対象物の管理権原者に対し、過度の業務面及び金銭面の負担を生じさせるものであることから、特定共同住宅等への小規模福祉施設や民泊施設等の新規入居等について、間接的な妨げとなっている点が指摘されていた。<br>これらを踏まえ、火災危険に応じた防火対象物点検報告の実施に係る検討を行い、火災の発生又は延焼のおそれの少ない特定共同住宅等について、規制の見直しを行うこととした。 |

#### (4) 消防設備士免状の写真に関する事項

| 概 要                                                                           | 背 景                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規則に規定する消防設備士免状の写真に関し、宗教上又は医療上の理由がある者については顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆うことを認めることとするものである。 | 消防設備士免状に添付する写真については、個人識別の観点から、これまで「無帽」とされていたものであるが、宗教上や医療上の理由への配慮に係る要望を踏まえ、当該理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合には、無帽の要件を不要することとした。なお、旅券申請用写真や運転免許申請用写真においては既に当該要件を認めている。 |

## 2. 不適切な消防設備等点検における注意喚起リーフレットの送付（令和2年10月29日付）

消防用設備等の点検において、不適切な点検業務が行われている事例が報告されていることから、各都道府県消防防災主管課宛に、防火対象物の関係者に対して不適切な点検がおこなわれている実態を注意喚起し、点検業務が適正に行われるようにすることを目的に以下のリーフレットを作成し、送付しました。

消防庁ホームページからダウンロードできます。「消防庁 → 法令 → 通知・通達（令和2年10月29日付）」

### 消防用設備等には定期点検が必要です。

消防用設備等点検報告制度とは

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。（消防法第17条の3の3）

#### 点検の種類と期間

|      |          |
|------|----------|
| 機器点検 | 6か月に1回実施 |
| 総合点検 | 1年に1回実施  |

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類に応じて実施する点検。

#### 点検実施者

次の防火対象物の消防用設備等は、消防設備士又は消防設備点検有資格者に点検させなければならない。

- 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物。
- 延べ面積1000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの。
- 特定一階段等防火対象物。

#### 報告

防火対象物の関係者は点検結果を、維持台帳に記録するとともに、次の1及び2に示す期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等においては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

|           |       |
|-----------|-------|
| 1 特定防火対象物 | 1年に1回 |
| 2 左記以外    | 3年に1回 |

※特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物等で不特定多数の者又は災害時に避難が必要なものが入り出す施設（消防法施行令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項に掲げる防火対象物）

では、改善していないにもかかわらず「不備なし」として報告していた。

点検の結果を、事実通りに記載しなければなりません。報告書に記載されている内容が「実際の点検結果」と相違ないかどうか、点検作業の実施状況を確認するとともに、報告書の届出前にしっかりと確認しましょう。不備については、適切に改善しましょう。

具体的な点検要領、報告様式の記載方法等、詳しくはお近くの消防機関にご相談ください。

### 点検を実施しましょう!

適切に行われていますか？

ついて、次の4つの事例を参考にチェックしてください。

#### × 全階を点検していなかった

地上5階のビルにおいて、1階・3階・5階の店舗の消防用設備等は点検されていたが、2階・4階の店舗は点検されていなかった。

点検の対象は「建物に設置されている全ての消防用設備等」です。各階全ての点検を依頼していたにもかかわらず、点検業者が、一部のみの点検で作業終了としていないか、点検作業の実施状況を確認しましょう。

#### × 点検期間のルールを守っていなかった

機器点検を1年に1回、総合点検を3年に1回しか実施していなかった。

機器点検の場合

|      |     |     |     |    |
|------|-----|-----|-----|----|
| ○ 点検 | 6か月 | 点検  | 6か月 | 点検 |
| ×    | 点検  | 6か月 | 点検  | 点検 |

総合点検の場合

|      |    |    |    |    |
|------|----|----|----|----|
| ○ 点検 | 1年 | 点検 | 1年 | 点検 |
| ×    | 点検 | 1年 | 点検 | 点検 |

機器点検は6ヶ月毎に、総合点検は1年毎に実施してください。また、建物関係者は、法令により点検を行った結果を「維持台帳」に記録することとなっていますので、点検を実施したら、その結果を維持台帳に記録しましょう。

消防庁

Fire and Disaster Management Agency

<https://www.fdma.go.jp/>

ご相談はお近くの消防署まで

### 3. 住宅防火対策推進用イラストの作成について（令和2年11月13日付）

住宅用火災警報器の設置・維持管理対策をはじめとした住宅防火対策の推進に活用する広報素材として、新たに「消太」の住宅防火コンテンツが作成されました。ダウンロードしての使用が可能ですので、各種広報誌や火災予防啓発の資料にご活用ください。

「消防庁 → 刊行物 → 広報素材 → 消太 住宅防火」

#### ●住宅用火災警報器の設置・点検・交換



01 住警器の設置 1



02 住警器の設置 2



03 住警器の設置 3



04 住警器の点検 1



05 住警器の点検 2



06 住警器の交換 1



07 住警器の交換 2



08 住警器の交換 3



09 住警器の交換 4



10 連動型住警器



11 屋外警報装置

#### ●地震火災対策



12 住宅用消火器



13 感震ブレーカー



14 通電火災（地震）



15 通電火災（風水害）

#### ●その他



16 秋の火災予防運動



17 春の火災予防運動



18 住宅防火



19 防災品

・防災キャンペーン



20 住警器の電池切れ



21 調理中は離れない



22 ストープ使用時は注意

#### ●住宅用火災警報器の点検



住警器の点検（ボタン）



住警器の点検（ひも）



## V. 事務局からのお知らせ

### 1. 新入会員のご紹介

令和2年4月以降以下の各社にご入会いただきました。これからどうぞ宜しくお願い致します。

#### 【正会員】

- |                |       |         |          |
|----------------|-------|---------|----------|
| ・株式会社電装        | 代表取締役 | 川村 秀樹 様 | (山口県周南市) |
| ・株式会社スエヒロ島根営業所 | 所長    | 寺本 裕二 様 | (島根県川本町) |

### 2. 全消販 令和3年 第35回 定時総会について

全消販定時総会は以下の日程で開催されます。詳細のご案内は後日差し上げます。  
是非ご予約に入れていただき、多くの会員の皆様のご出席をお願いします。

開催日：令和3年5月14日（金）

会 場：「KKRホテル東京」（東京都千代田区大手町1-4-1）

※ 定時総会、表彰式等の開始時間等詳細につきましては後日ご案内差し上げます、

### 3. 全消販 合同会議開催について

全消販合同会議の開催地が決まりました。詳細につきましては後日ご案内差し上げます。  
多くの会員の皆様のご参加をお待ちしています。

開催日：令和3年10月15日（金） 14時～  
・合同会議、講演会、懇親会等  
(翌日は、ゴルフコンペを企画しています。)

開催地：宮城県仙台市

会 場：ホテル メトロポリタン仙台  
(仙台市青葉区中央1丁目1-1)



ホテル外観

### 4. 新年のご挨拶（事務局）

新年明けましておめでとうございます。

丑年は、「我慢（耐える）」、「発展の前触れ（芽が出る）」を表す年だそうです。また、丑（牛）は、堅実で真面目に物事を進め成長を続けることができポテンシャルが高いと言われます。

コロナ下での消防設備設置や点検業務でご活躍される皆様のご健勝をご祈念しています。

私事ですが、例年正月2日は剣道の初稽古で汗を流します。コロナ下であり、面マスクとシールドをつけての稽古ですが、今年も元気に出来ることへの感謝と、この一年も試合に出場する気持ちを持ち続けて頑張っていこうと、気持ちを新たにしています。

本年もご支援の程、宜しくお願い申し上げます。

編集責任者：理事長 臼井 潔

編 集：事務局長 岡田 昇